

2006年3月7日

内閣府食品安全委員会事務局 総務課内
「平成18年度運営計画(案)」意見募集担当 御中

食品安全委員会「平成18年度運営計画(案)」に対する意見

(法人名)日本生活協同組合連合会
(所在地)〒150-8913
東京都渋谷区渋谷3-29-8
電話:03-5778-8124

国民の健康保護を目的とした食品安全行政を推進するため、リスク分析手法に基づく食品健康影響評価や関係各省との連携によるリスクコミュニケーションの実施など、貴委員会の取り組みに敬意を表する次第です。

この度、食品安全委員会の「平成18年度運営計画(案)」(以下、計画(案))に対し、下記の意見・要望を提出いたします。

記

「第1 委員会の運営の重点事項」について (意見)

食品安全委員会が発足し3年になります。これまで実施してきた食品健康影響評価作業や評価結果に基づくリスク管理機関の施策の実施状況について、自らふりかえりを行い、今後の課題を明らかにする事を追加する必要があると考えます。

(理由)

食品安全委員会の運営全般についての点検と改善提案は、これまで企画専門調査会において、年次毎の運営計画の内容に基づいて実施されてきましたが、このような点検・改善は、中長期的な視野からも実施されることが必要だと考えます。食品安全委員会が発足してから、本年の7月に3年が経過することを踏まえ、これまで実施してきた食品健康影響評価作業や、評価結果に基づくリスク管理機関の施策の実施状況等について、食品安全委員会が自ら振り返りを行い、今後の委員会運営に向けた課題を明確にすることが大切です。この点を計画(案)の重点事項として追加する必要があると考えます。

「第3 食品健康影響評価の実施」について

(意見)

食品健康影響評価に関する一般原則的なガイドラインの策定を課題とする必要があると考えます。

(理由)

食品健康影響評価に関するガイドラインは、使用される用語や構成について、統一した記述内容が望まれます。これまでに食品安全委員会が策定した8つのガイドラインに加え、現在、「食中毒原因微生物」の食品健康影響評価に関するガイドラインのパブリックコメントが募集されています。これらに記載された、リスク分析に関する用語ならびに構成については、差異が認められます。また、用語の定義そのものが記述されていないガイドラインもあります。

以上のことより、個別項目のガイドラインの策定と併せて、食品健康影響評価全体を網羅する一般原則的なガイドラインを策定することが重要であり、課題とする必要があると考えます。

「第4 リスクコミュニケーションの促進」について

(意見)

引き続きリスクコミュニケーションを促進することが重要です。促進にあたっては、充実した意見・情報の交換ができるよう、関係各層に対する判りやすい説明資料の提供などの支援が重要です。

また、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションのあり方についても意見を述べるなど、食品安全委員会としての主体的な役割発揮も重要と考えます。

(理由)

リスクコミュニケーションは、リスク分析全体を通じて、リスクそのものや関係するデータ等について、関係者の間で意見や情報を交換するプロセスです。促進にあたっては、充実した意見・情報の交換ができるよう、関係各層に対する判りやすい説明資料の提供などの支援が行われることが重要と考えます。

また米国産牛肉等の輸入再開問題においては、再開の判断時点において、意見交換会をはじめとするリスクコミュニケーションが実施されませんでした。食品安全基本法では、食品安全委員会の所掌事務としてリスクコミュニケーションの事務の調整が規定されています。そのため、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションのあり方について意見を述べるなど、食品安全委員会としての主体的な役割発揮も重要と考えます。

(意見)

参加者のすそ野を広げるためのセミナー指導者の育成や教材の提供が新たな取り組みとして挙げられていますが、一方的な情報提供に留まらず、実施成果を食品安全委員会にフィードバックすることや優れた教材の共有化を行うなど、取り組みを有機的に活かすことが重要であると考えます。

(理由)

地域における食品安全セミナーを積極的に推進するため、関連団体や NPO 等が行うセミナーの指導者育成や教材の提供を新たに実施する旨の記載があります。

リスクコミュニケーションが地域毎に行われることは大変望ましく、食品安全委員会からの支援に期待したいと考えます。しかし、取り組みの実施にあたっては、指導者教育や情報提供等を行うだけでなく、実施成果を今後の取り組みに反映させたり、優れた教材を速やかに全国で共有化することなど、取り組みを有機的に活かす必要があると考えます。

「第7 食品の安全性の確保に関する調査」について

(意見)

調査については、実施計画およびその結果を、ホームページ等で公表することが重要であり、その旨を計画(案)に明記することが必要と考えます。

(理由)

食品安全委員会が実施した取り組みについては、その透明性と公開性を確保することが重要です。そのため、食品安全委員会が実施する調査等についても、実施計画や調査報告をホームページ等で公表し、関係各層に知らせる旨を計画(案)に明記することが必要と考えます。

以上